

○山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年 3 月22日 山形県条例第11号

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例をここに公布する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事、教育委員会又は企業管理者（以下「知事等」という。）の指定する日までに、次に掲げる書類を添付した申請書を知事等に提出しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書（以下単に「事業計画書」という。）

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第3条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって審査し、当該申請をしたもののうち最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 公の施設の平等利用が確保されるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

(3) 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

(指定管理者の指定等の公示)

第4条 知事等は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は同条第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

(原状回復義務)

第5条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、知事等が承認した場合を除き、速やかに当該指定管理者が管理を行わなくなった公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。